

第6章 株主権の行使方法

第20条（書面交付請求及び異議申述）

会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下書面交付請求という）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

第21条（少数株主権等の行使方法）

- ① 社債、株式等の振替に関する法律（以下振替法という）第147条第4項に定める少数株主権等を本会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう）に係る受付票を添付して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。
- ② 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を適用するものとする。
- ③ 第1項に定めるところにより株主提案権が行使され、本会社が、株主の請求に基づき株主総会の議案に関する以下の事項を株主総会参考書類に記載又は記録する場合、その字数が400字を超えるときは、概要を記載又は記録することとする。
 1. 提案の理由
 2. 取締役及び会計監査人の選任に関する事項

第7章 手 数 料

第22条（手数料）

- ① 本会社の株式取扱いに関する手数料は、無料とする。ただし、第11条に基づく株式買取りの請求及び第15条に基づく株式買増しの請求は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額を手数料として請求する。
- ② 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

附 則

1. この規則の変更は、取締役会の決議によるものとする。
2. この規則は2024年6月21日から実施する。

以 上